

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の3第2項ただし書及び第6条の11第1項第1号の規定に基づき、自衛隊教官に採用された者の初任給の特例等に関する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

防衛庁長官 大野 功統

改正 平成18年 3月31日防衛庁訓令第63号
平成18年 7月28日防衛庁訓令第83号
平成19年 1月 5日防衛庁訓令第 1号
平成21年 6月29日防衛省訓令第40号

自衛隊教官に採用された者の初任給の特例等に関する訓令

（自衛隊教官として採用された者の初任給の特例）

第1条 新たに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第1自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員（以下「自衛隊教官」という。）として採用された者の採用時における号俸は、その者が有する学歴免許等の資格（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則9-8」という。）別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下単に「学歴免許等資格区分表」という。）に掲げる学歴免許等の資格をいう。）の区分に従い、博士課程修了者にあつては1級29号俸に、修士課程修了者にあつては1級13号俸に、大学卒にあつては1級1号俸に決定する。

（平18庁訓63・平18庁訓83・平19庁訓1・一部改正）

（学歴免許等の資格による初任給の特例）

第2条 新たに自衛隊教官として採用された者のうち、その者に適用される前条の学歴免許等の資格の区分に対して規則9-8別表第5に定める経験年数調整表（以下単に「経験年数調整表」という。）に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められるものに対する前条の適用については、一般職に属する国家公務員の例により決定することができる。

（経験年数を有する者の初任給の特例）

第3条 新たに自衛隊教官として採用された者の採用時における経験年数（規則9-8第15条の2に規定する経験年数をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

一 次号に掲げる者以外の者 その者の有する学歴免許等の資格で高校2卒又は高校3卒の区分（学歴免許等資格区分表に定めるものをいう。以下「基礎学歴免許の区分」という。）による学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴免許の区分について規則9-8第14条第1項の表の上欄に掲げる基準となる学歴免許等の資格に対応する同表の下欄に定める数となる年数に、その者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する規則9-8別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）

二 その者の第1条に規定する学歴免許等の資格の区分に対して経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

2 新たに自衛隊教官として採用された者のうち前項に規定する経験年数を有する者の号俸は、第1条の規定による職務の級における号俸（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による職務の級における号俸）の号数に、当該経験年数の月数を12月（当該経験年数のうち5年を超え10年までの年数の月数については15月、10年を超える年数の月数については18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を

号数とする号俸とすることができる。ただし、当該経験年数の月数を除いた数を加えて得た数の号数が109号俸を超える場合には、当該号俸とする。

- 3 短大卒である者に対する前項の適用については、同項中「5年を超えない年数」とあるのは「5年から2年6月を減じた年数を超えない年数」と読み替えて適用するものとする。

(平18庁訓63・平21省訓40・一部改正)

(人事交流等により異動した場合等の号俸)

第4条 新たに自衛隊教官として採用された者のうち、規則9-8第17条に規定する人事交流等により引き続き職員となった者その他これに準ずるものの号俸について、前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、同条の規定にかかわらず、一般職に属する国家公務員の例に準じて、その都度防衛大臣が定める。

(平18庁訓63・一部改正及び旧5条繰上・平18庁訓83・平19庁訓1・一部改正)

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日庁訓第63号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成21年6月29日省訓第40号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。